

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯田達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合規則第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則（令和2年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日までに感染した新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる発熱等の症状を含む。）の療養のために労務に服することができないことに起因する傷病手当金の支給開始の日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年4月30日条例第3号）附則の規則で定める日は、<u>令和5年5月7日までに感染した新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる発熱等の症状を含む。）の療養のために労務に服することができないことに起因する傷病手当金の支給開始の日とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年4月30日条例第3号）附則の規則で定める日は、<u>令和5年3月31日とする。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。